

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況(平成23年4月2日～平成24年4月1日)

(単位:人)

採用	退職					増減 (採用 - 退職)
	定年退職	勧奨退職	普通退職	死亡退職	計	
17	16	7	5	0	28	11

(注) 採用、退職者数には、県教育委員会等からの派遣職員を含みます。

(2) 職員数の推移(各年4月1日現在)

(単位:人)

年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
職員数	991	968	949	923	903	892	881
対前年		23	19	26	20	11	11

(注) 職員数は一般職に属する職員で、教育長を除き、一部事務組合等への派遣職員を含みます。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

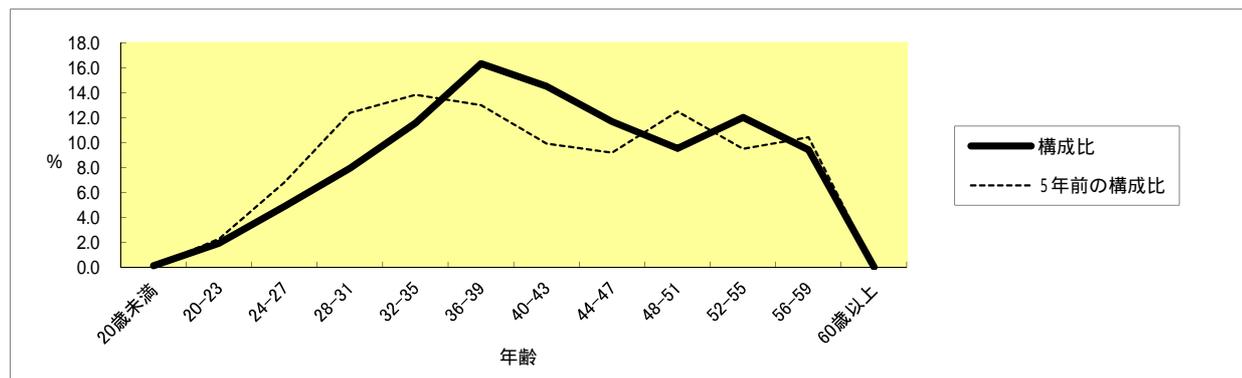
(単位:人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由		
		平成23年	平成24年				
普通会計	一般行政部門	議会	9	9	0	都市再生部門の創設等	
		総務	163	167	4		
		税務	56	56	0		
		民生	118	118	0		
		衛生	98	91	7		ごみ処理業務の一部民間委託
		労働	7	6	1		欠員不補充
		農林水産	60	59	1		農業共済業務の整理
		商工	30	30	0		
		土木	94	93	1		建築営繕業務の整理等
	小計	635	629	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.26 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 47.85 人)		
	教育	153	154	1	学校改修業務の充実		
小計	788	783	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.77 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 66.28 人)			
公営企業等	会計部門	水道	39	34	5	窓口業務等の民間委託	
		下水道	23	23	0		
		その他	41	40	1		
		小計	103	97	6		
合計		891	880	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.91 人		
		[1,080]	[1,080]				

(注)1 各年の地方公共団体定員管理調査において報告した部門別職員数で、教育長を含んでいます。

(注)2 []内は、条例定数の合計です。

(4) 年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1人	17人	43人	70人	102人	144人	128人	103人	84人	106人	83人	0人	881人

(注) 職員数は一般職に属する職員で、教育長を除き、一部事務組合等への派遣職員を含みます。

(5) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去6年間の増減数(率)
一般行政	667	656	662	649	639	635	629	38 (5.7%)
教育	201	195	174	163	155	153	154	47 (23.4%)
警察								
消防								
普通会計	868	851	836	812	794	788	783	85 (9.8%)
公営企業等会計	118	116	112	110	108	103	97	21 (17.8%)
総合計	986	967	948	922	902	891	880	106 (10.8%)

(注)1 各年の地方公共団体定員管理調査において報告した部門別職員数で、教育長を含んでいます。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
23	106,140	44,450,781	1,589,626	7,792,449	17.5	17.4

職員給与費の状況(普通会計決算)

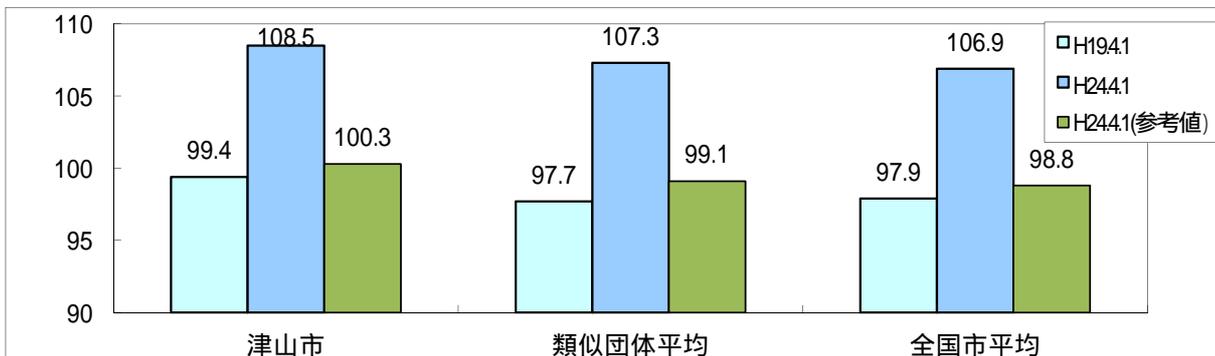
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23	787	3,112,901	510,188	1,111,427	4,734,516	6,016	6,293

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

(注)2 職員数は、23年4月1日現在の人数です。

特記事項 特になし

ラスパイレ指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレ指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(注)2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレ指数を単純平均したものです。

(注)3 (参考値)は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

給与改定の状況

月例給

区分	給与改定率	(参考) 国の改定率
24年度	2.04%	改定なし

特別給

区分	年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
24年度	3.95月	3.95月

(2) 一般行政職給料表の状況(24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の給料月額	135,600	220,700	284,900	314,200	357,100	400,700	450,700
最高号給の給料月額	277,000	384,500	394,600	414,200	444,800	463,900	506,700

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
津山市	42.3 歳	331,800 円	386,734 円	361,183 円
岡山県	42.9 歳	312,422 円	396,987 円	342,295 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円		372,906 (401,789) 円
類似団体	43.1 歳	331,638 円	406,153 円	373,603 円

イ 技能労務職

区分	公務員						民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
津山市	50.0 歳	64 人	354,900 円	388,731 円	367,367 円					
うち清掃職員	48.8 歳	20 人	353,100 円	416,635 円	369,915 円	廃棄物処理 従業員	44.7 歳	288,200 円	1.45	
うち学校給食員	52.5 歳	20 人	363,400 円	371,955 円	363,975 円	調理士	44.6 歳	230,600 円	1.61	
うち校務員	48.7 歳	7 人	346,400 円	378,229 円	369,914 円	用務員	53.5 歳	206,600 円	1.83	
うち自動車運転手	49.3 歳	5 人	358,600 円	406,980 円	384,900 円	自家用乗用 自動車運転者	56.8 歳	304,500 円	1.34	
その他	48.9 歳	12 人	347,000 円	638,234 円	359,692 円					
岡山県	52.3 歳	85 人	337,120 円	387,017 円	353,481 円					
国	49.7 歳	3,479 人	270,465 (285,030) 円		307,506 (323,181) 円					
類似団体	48.6 歳	71 人	324,908 円	371,761 円	353,235 円					

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
津山市			
うち清掃職員	6,522,420 円	3,989,200 円	1.64
うち学校給食員	6,025,060 円	3,211,900 円	1.88
うち校務員	6,030,948 円	2,861,400 円	2.11
うち自動車運転手	6,423,060 円	4,058,100 円	1.58

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成21年度～23年度の3年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致していません。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては

前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与その他特別給与額の額を加えた試算値です。

ウ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
津山市	43.7 歳	333,412 円	372,235 円
岡山県	44.3 歳	353,542 円	388,715 円
類似団体	41.6 歳	319,404 円	360,440 円

(注)1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(注)2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(注)3 国における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の()内は、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

区 分		津 山 市	岡 山 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	171,120 円 (184,000)	163,987 円 (172,200)
	高 校 卒	144,500 円	136,803 円 (147,100)	133,418 円 (140,100)
技能労務職	高 校 卒	144,500 円	136,803 円 (147,100)	-
教育職	大 学 卒	172,200 円	190,836 円 (205,200)	-

(注) 岡山県及び国の()内は、減額措置がないとした場合の値(減額前)です。

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(24年4月1日現在)

区 分		経験年数7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職	大 学 卒	245,497 円	276,653 円	327,952 円
	高 校 卒	208,929 円	249,090 円	292,959 円
技能労務職		- 円	- 円	- 円
教育職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円
	短 大 卒	- 円	- 円	298,033 円

(注) 対象者が3人以下である階層については、「-」印で示しています。

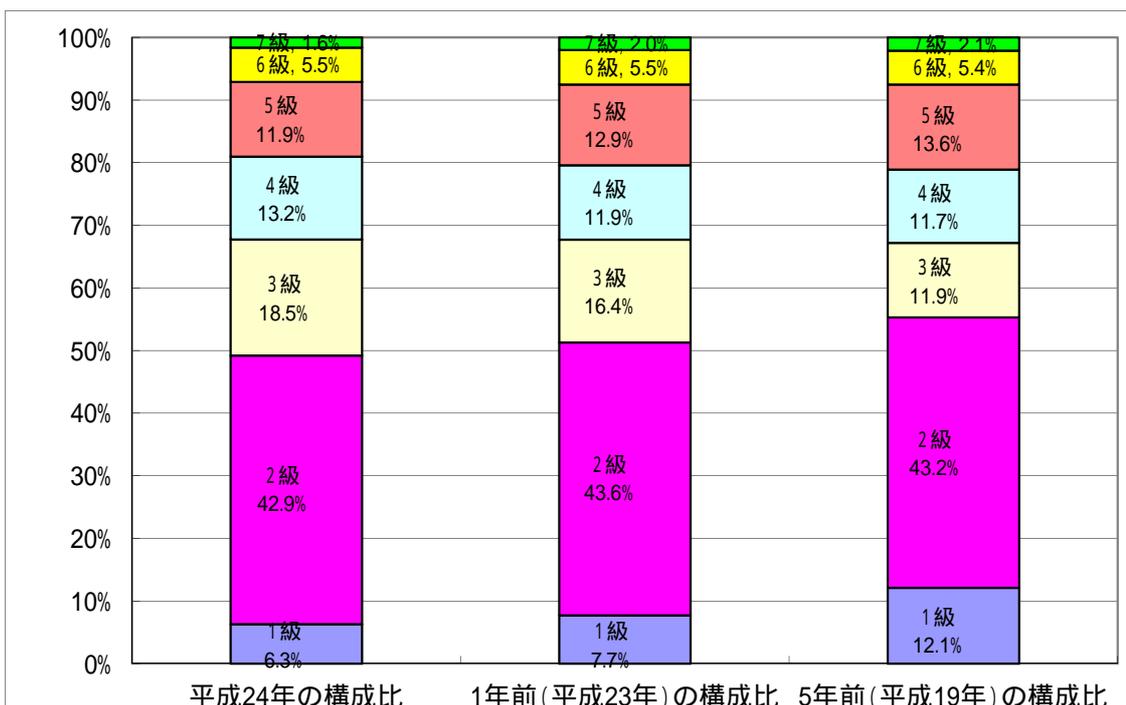
(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況(24年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う主事・技師	39 人	6.3 %
2 級	主任・係長又は相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事・技師	266 人	42.9 %
3 級	課長補佐又は困難な業務を所掌する係長	115 人	18.5 %
4 級	課長又は困難な業務を所掌する課長補佐	82 人	13.2 %
5 級	部次長又は困難な業務を所掌する課長	74 人	11.9 %
6 級	部長又は困難な業務を所掌する部次長	34 人	5.5 %
7 級	困難な業務を所掌する部長	10 人	1.6 %

(注)1 津山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注)2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



昇給への勤務成績の反映状況

勤務評定は行っていますが、現在のところ、勤務成績の昇給への反映は行っていません。

(5) 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

津山市		岡山市		国	
1人当たり平均支給額(23年度) 1,430 千円		1人当たり平均支給額(23年度) 1,517 千円			
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 勤勉手当 1.38 月分 (1.45)月分 (0.65)月分 減額措置後 2.4539 月分 (1.343)月分 (0.6019)月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤務評定は行っていますが、現在のところ、勤勉手当や昇給への反映は行っていません。

退職手当(24年4月1日現在)

津山市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
1人当たり平均支給額	8,799 千円	27,594 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

地域手当(24年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	1 人	18 %
岡山市	3 %	4 人	3 %

特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度普通会計決算)				9,184 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度普通会計決算)				23,310 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度普通会計決算)				49.9 %
手当の種類(手当数)				13
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
滞納整理業務手当	納税課勤務職員	外勤による滞納整理業務及び差押執行業務		日額 400円
社会福祉業務手当	社会福祉事務所勤務職員	社会福祉法に規定する市町村が処理する業務		日額 400円
保健指導業務手当	健康増進課勤務職員	家庭訪問による、結核、感染症、精神保健に係る保健指導業務		日額 400円
廃棄物処理業務手当	環境事業所勤務職員	ごみ収集、運搬、破碎等処理作業		日額 850円
行路者収容手当	社会福祉事務所勤務職員	行路死病者の収容業務		1件 6,000円
感染症防疫勤務手当	環境生活課勤務職員	感染症予防のための消毒作業、感染症発生箇所消毒作業		日額 950円
酸素欠乏危険作業手当	土木課勤務職員	酸素欠乏危険作業		日額 500円
特殊危険作業主任業務手当	環境事業所勤務職員	単純労働職員が作業主任者等として行う危険物取扱者業務		日額 150円
特殊勤務時間業務手当	図書館勤務職員	規則で定める特殊な勤務日又は勤務時間に従事		日額 550円
用地交渉手当	管理課勤務職員	勤務時間外における土地の取得等の権利者との直接折衝		日額 500円
非常災害出動手当	災害時出動職員	豪雨等非常災害発生時巡回監視・応急作業業務		日額 800円
特殊現場作業手当	技能労務職員	高所、深所、傾斜地等の危険現場での業務従事		日額 300円
下水道業務手当	下水道課勤務職員	下水道施設の汚水処理・供用開始した管渠内の検査、調査等		日額 450円

時間外勤務手当

支給実績(23年度普通会計決算)	152,483 千円
支給職員1人あたり平均支給年額(23年度普通会計決算)	254 千円

その他の手当(24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	
				〔23年度普通会計決算〕	〔23年度普通会計決算〕
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ・配偶者が無い場合1人目 月額11,000円 ・特定期間の加算 月額5,000円	同	-	102,890 千円	243,814 円
住居手当	・借家・持家などの区分により月額2,500円～30,000円	異	(国)職員の借家区分最高限度額27,000円	54,075 千円	112,190 円
通勤手当	・交通機関利用 運賃相当額(最高限度額月額55,000円) ・自動車等利用 距離区分により月額5,300円～34,400円	異	(国)交通用具(自動車等)使用者 最高限度額24,500円	75,911 千円	113,980 円
宿日直手当	・宿日直 1回5,100円 ・半日直 1回2,550円	異	(国)1回4,200円	189 千円	7,863 円
管理職手当	管理職員に対し給料月額に下記割合を支給 ・部長級12% ・部次長・課長級10% ・課長補佐級 8%	異	(国)25%上限	107,593 千円	473,976 円
管理職特別勤務手当	管理職の職員が、臨時又は緊急の必要性により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 1回8,000円～12,000円	異	(国)1回6,000円～12,000円	1,612 千円	14,393 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に寒冷地等に在勤する職員に支給 月額7,360円～17,800円	同	-	746 千円	67,855 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額23,000円～68,000円	同	-	0 千円	0 円

(6) 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

区 分		給 料	月	額	等
給 料	市 区 町 村 長	686,000	円		
	(副 市 長	(980,000	円)		
報 酬	議 長	555,000	円		
	副 議 長	515,000	円		
	議 員	465,000	円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(23年度支給割合)		(23年度勤勉手当支給割合)	
	副 市 長	2.60	月分	1.35	月分
議 副 議	議 長	(23年度支給割合)			
	副 議 長	3.60	月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		給料月額 × 在職月数 × 0.53 × 0.5 (給料月額 × 在職月数 × 0.53	12,465,600 円 24,931,200 円)	任期ごと	
副 市 長	副 市 長	給料月額 × 在職月数 × 0.35 × 0.85 (給料月額 × 在職月数 × 0.35	11,138,400 円 13,104,000 円)	任期ごと	
	備 考				

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

(注)2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年 = 48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(注)3 退職手当の()内は、特例条例適用による減額措置を行う前の金額です。

(7) 公営企業職員の状況

(1) 津山市上水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
23	2,721,220	54,160	236,264	8.7	10.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
23	39	153,659	27,663	54,942	236,264	6,058

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,350

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

(注)2 職員数は、24年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項 特になし

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
津山市	41.7 歳	343,542 円	504,838 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

津 山 市	岡 山 県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,409 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,517 千円	
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.65 月分 勤勉手当 1.38 月分 (1.45)月分 (0.65)月分 減額措置後 2.4539 月分 (1.343)月分 減額措置後 1.2733 月分 (0.6019)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(24年4月1日現在)

津 山 市	国
(支給率) 自己都合 勤続・定年	(支給率) 自己都合 勤続・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注)2 津山市上水道事業では、23年度の退職者はいません。

ウ 地域手当(24年4月1日現在)

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	0 人	18 %
岡山市	3 %	0 人	3 %

工 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	558 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	18,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	79.5 %		
手当の種類(手当数)	9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	業務課職員	水道料金徴収業務	日額 220円
非常出勤手当	勤務時間外に緊急に呼び出しを受け勤務した職員	勤務時間外に緊急に呼び出しを受け勤務	(深夜・土曜・日曜・国民の職業に関する法律に規定する休日)1回 2,400円 (その他の時)1回 2,000円
停水処分手当	停水業務に従事した職員	給水を停止する業務	1件 300円
危険手当	現場作業に従事した職員	酸素欠乏の危険を伴う作業に従事 水質検査及び測定機器較正のため危険な薬品の取り扱い業務に従事 凍結工法作業現場で指導・監督に従事 地上及び地下2mを超える危険箇所では安全帯を着用して作業に従事 感電のおそれのある電気設備の点検・復旧作業に従事	日額 500円 日額 210円 ～ 日額 400円
用地交渉手当	用地交渉業務に従事した職員	勤務時間外に土地等の取得に関する折衝業務に従事	日額 500円
深夜勤務手当	現場作業に従事した職員	深夜(午後10時から翌日午前5時までの間をいう。)に屋外作業に従事	11/1～3/31 1回 600円 その他のとき 1回 500円
非常呼出待機手当	公用の携帯電話を貸与された職員(係長級以上の技術職員)	公用の携帯電話を貸与され、時間外に緊急連絡により事故等に対応	日額 300円
事故等対応手当	事故等の作業に従事した職員	突発的な破裂事故等により、緊急に広報、臨時給水、修理作業、放水等に従事	1回 600円
災害出勤手当	災害復旧等の業務に従事した職員	市又は水道局に災害対策本部が設置されたときに以下の業務に従事 巡回監視に従事 応急作業に従事 勤務時間外に本部等の業務に従事	日額 800円 日額 1,200円 日額 500円

才 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	7,267 千円
支給職員1人あたり平均支給年額(23年度決算)	234 千円

カ その他の手当(24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績		支給職員1人当たり平均支給年額	
				〔 23年度 決算 〕	〔 23年度 決算 〕	〔 23年度 決算 〕	〔 23年度 決算 〕
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ・配偶者が無い場合1人目 月額11,000円 ・特定期間の加算 月額5,000円	同	-	7,120 千円	-	229,661 円	-
住居手当	・借家・持家などの区分により月額2,500円～30,000円	異	(国) 職員の借家区分最高限度額27,000円	3,762 千円	-	134,357 円	-
通勤手当	・交通機関利用 運賃相当額(最高限度額月額55,000円) ・自動車等利用 距離区分により月額5,300円～34,400円	異	(国) 交通用具(自動車等)使用者 最高限度額24,500円	4,815 千円	-	130,138 円	-
宿日直手当	・宿日直 1回5,100円 ・半日直 1回2,550円	異	(国) 1回4,200円	- 千円	-	- 円	-
管理職手当	管理職員に対し給料月額に下記割合を支給 ・部長級12% ・部次長・課長級10% ・課長補佐級 8%	異	(国) 25% 上限	4,142 千円	-	517,763 円	-
管理職特別勤務手当	管理職の職員が、臨時又は緊急の必要性により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 1回8,000円～12,000円	異	(国) 1回6,000円～12,000円	- 千円	-	- 円	-
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に寒冷地等に在勤する職員に支給 月額7,360円～17,800円	同	-	- 千円	-	- 円	-
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを状況とする職員に支給 月額23,000円～45,000円	同	-	- 千円	-	- 円	-

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	60分

職場により異なる場合があります。

(2) 休暇の状況

休暇の種類・内容		付与日数等
年次有給休暇		1月1日から12月31日までの間で20日
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき、引続き又は年間90日を超えない範囲で必要と認める期間
特別休暇	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	そのつど必要と認める日又は時間
	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	そのつど必要と認める日又は時間
	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者としての登録、提供をする場合	そのつど必要と認める日又は時間
	職員が結婚する場合	10日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
	職員の分べん(産前・産後休暇)	予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)、出産の日の翌日から8週間
	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要な授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内でそのつど必要と認める時間
	職員の妻が出産する場合	3日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
	忌引	親族の区分に応じて1日から10日の範囲内
	職員の父母、配偶者及び子の祭日の場合	慣習上必要と認める日又は時間
	地震、水害、災害その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	1週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
	地震、水害、災害その他の災害により又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合	そのつど必要と認める日又は時間
	地震、水害、災害その他の災害において職員が身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	そのつど必要と認める日又は時間
	地方公務員法第42条の規定によりあらかじめ計画された厚生計画を実施する場合	計画の実施に伴い必要と認める日又は時間
	生理日の勤務が著しく困難な女子職員の生理日の場合	2日を超えない範囲内で請求した日又は時間
	妊娠中又は出産後の女子職員が保健指導又は健康診断を受ける場合	そのつど必要と認める日又は時間
	非常勤の消防団員としての職を兼ねて消防団活動を行う場合	そのつど必要と認める日又は時間
	地方公務員法第39条の規定による研修を受ける場合	計画の実施に伴い必要と認める日又は時間
	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動	一年において5日を限度としてそのつど必要と認める日又は時間
	職員の養育している子、同居の親族等の看護が必要と認められる場合	一年において5日を限度としてそのつど必要と認める日又は時間
	職員の妻が出産する場合であって、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は14週間)及び出産の日後8週間の期間に出産にかかる子又は小学校就学前の子を養育する場合	5日を超えない範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
その他任命権者が特に必要と認める場合	夏季休暇(5日)、人間ドック受診等	
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹等2週間以上の期間を介護するために勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6箇月の期間内において必要と認められる日又は時間 休暇取得期間中は、給与は減額されます。

(3) 休暇等の取得状況(平成23年1月1日～平成24年12月31日)

年次有給休暇(平均取得日数)	介護休暇	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
10.53日	0人	36人	0人	2人

年次有給休暇(平均取得日数)は、一般職の職員のうち、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに育児休業、休職の事由がある者並びに派遣職員を除くものの平均取得日数です。

育児休業は、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までを限度として、休業をすることができる制度であり、育児休業期間中は、給与は支給されません。

部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、子が小学校就学の始期に達する日までを限度として、1日の勤務時間の一部(2時間以内)について勤務しないことができる制度であり、部分休業期間中は、給与は減額されます。

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、子が小学校就学の始期に達する日までを限度として、一定の勤務形態により、希望する日又は時間帯に勤務することができる制度であり、勤務時間に応じた給与が支給されます。

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位:人)

処分事由	降任	免職	休職	降給	計
計	0	0	7	0	7

分限処分とは、心身の故障などにより職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分です。

(2) 懲戒処分の状況(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(単位:人)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	計
計	0	0	0	0	0

懲戒処分とは、職員の非違行為・義務違反に対して地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するため、その職員に対する制裁としてなされる不利益処分です。

5 職員の服務の状況

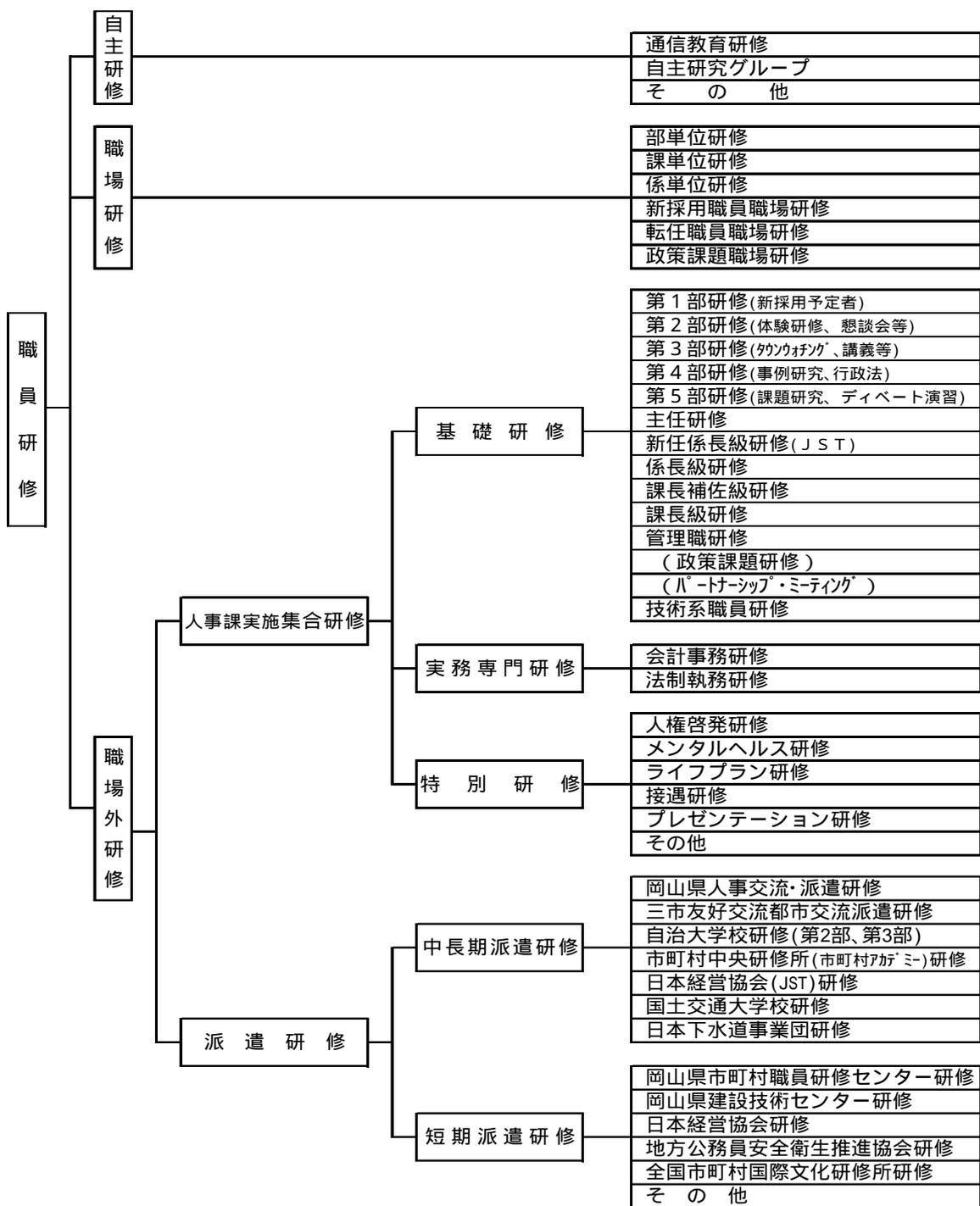
平成23年度においては、次に掲げる通達等により職員の服務規律の確保に努めました。

平成 23 年 4 月 1 日 職務に係る倫理の保持について
平成 23 年 12 月 1 日 綱紀の保持について(年末年始)

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況

研修体系



研修の実施状況

区分	講座数	受講者数
自主研修	3 講座	のべ 3 人
職場研修	2 講座	のべ 26 人
人事課実施集合研修	28 講座	のべ 2,381 人
派遣研修	68 講座	のべ 118 人
計	101 講座	のべ 2,528 人

(2) 勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定の概要

勤務評定制度は、公正な人事行政を行い、職員の能力の発揮及び増進を図ることを目的として実施しています。

対象者	全職員
評価期間	毎年1月1日から12月31日までの間
内容	職位ごとに示す評価要素及び評価基準を判断基準とし、職員の日常の勤務実績に基づいて評価

勤務成績の評定結果の活用

勤務評定制度の評価結果は、昇任・昇格、人事異動等の資料として活用しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況

対象者数	受診者数			受診率
	一般健診	人間ドック	計	
892 人	216 人	563 人	779 人	87.3 %

(2) 公務災害の認定状況

認定件数	公務災害	通勤災害	計
	3 件	4 件	7 件

(3) 福利厚生等の事業の状況

職員は、社会保障制度の一環として、相互救済によって職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与し、職務の能率的運営に資することを目的とする岡山県市町村職員共済組合(一部の職員は公立学校共済組合)に加入しています。

また、地方公務員法に基づき、職員の福利厚生及び相互扶助を図ることを目的として職員により組織する津山市職員互助会(一部の職員は岡山県教職員互助組合)に加入しています。

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、平成23年度に新たな措置要求はありませんでした。

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

係属事案はなく、平成23年度に新たな不服申立てはありませんでした。